

令和8年度

特別

岸和田市墓苑

使用申込のしおり

特別募集用(墓苑第2)
再募集



【申込期間（再募集）】

承認番号 第 #012 号

令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

【注 意 事 項】

- 岸和田市墓苑の使用については、申込資格をはじめ、きまりや制限がありますので、この「使用申込のしおり」をよくお読みになったうえで、申込みをしてください。
- 同時に募集する「一般募集」と重複して申込みをすることはできません。

岸和田  供養 MODE

申込みから使用許可まで

《 申込み受付期間（窓口のみ） 》

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

- ◎ 窓口でお申込みをしてください。
- ◎ 窓口でのお申込みの先着順にて、空き区画の若い番号順に受付します。
- 申込方法（必要書類）は、3ページに掲載しています。



《 申込み結果の通知 》

- ◎ 申込資格等を確認後、当選とし、岸和田市墓苑申込結果通知書を送付します。



《 当選後の手続き（使用許可申請） 》

- ◎ 岸和田市墓苑申込結果通知書記載の期限までに、使用許可申請手続きを行って下さい。
- ◎ 公園緑地課（市役所第2別館4階）で当選者の使用許可申請を受け付けします。
- 受付時間は、午前9時～午後5時30分
（※お昼12時から12時45分までは休憩になり受け付け出来ません。）
- （土）、（日）、（祝）は休日のため、受け付け出来ません。
- ◎ 使用許可申請手続きの必要な書類は、4ページに掲載しています。



《 使用料・掃除料の納付 》

- ◎ 上記使用許可申請手続き時に納付書をお渡しさせていただきますので、納付書記載期限までに一括納付して下さい。



《 使用許可書の交付 》

- ◎ 使用許可書は使用料と掃除料が納付されたことを確認した上で、郵送で交付します。
- 使用許可書がお手元に届いてから、墓所を使用できます。

令和8年度

岸和田市墓苑使用者再募集要項(特別募集)

所 在 地	岸和田市墓苑		岸和田市流木町地内		
募 集 区 分	墓苑第2(新墓地)				
区画の面積 及び募集区 画数	面積	間口	奥行	区画数	
	4.0㎡	1.6m	2.5m	10	
	3.0㎡	1.5m	2.0m	19	
	2.4㎡	1.2m	2.0m	19	
	※募集場所及び区画位置は9ページから12ページに掲載しています。				
申 込 資 格 (申 込 み の で き る 人)	遺骨のある人				
	申込日時点で本市に居住する世帯主で、申込日以前から1年以上継続して本市に住所を有し、遺骨※を自宅で安置しているか、寺院や墓地等へ預骨、納骨している人(ただし、すでに岸和田市墓苑を使用している人とその人の属する世帯主は応募できません。)				
	※ 遺骨とは、申込者の配偶者又は直系血族の遺骨(申込者が祭祀する当該申込者の兄弟姉妹又は当該申込者の配偶者の親若しくは兄弟姉妹の遺骨で、当該遺骨を埋蔵すべき墓所を岸和田市墓苑に持たないものについては、当該遺骨を含む。)をいいます。				
	※ 申込み後、不正に岸和田市以外に住民登録を変更したことが判明したときは、申込みを取り消します。				
	※ 申込みができるのは、一般募集、特別募集どちらか一方だけになります。				
使 用 料 及び掃除料	面 積	永代使用料		掃除料(管理費)	
		※ 永年にわたって使用していただくための使用料です。 ※ 墓所は分譲(売買)ではありません。		※ 掃除料は、墓域及び周辺の共用部分を維持管理する費用です。 使用許可された区画内は使用者が清掃・管理してください。 ※ 掃除料は、永代ではなく、 <u>毎年度納めていただきます。</u> <u>なお、本年度の掃除料は使用許可日によって変わり、四半期ごとの額になります。</u> ※ 次年度以降に条例改正があったときは、当該条例の規定に基づき変更されます。	
		金額	左の算出基礎	金額(年間)	左の算出基礎
	4.0㎡	950, 000円	@237,500×4.0㎡	10, 000円	@2,500×4.0㎡
	3.0㎡	713, 000円	@237,500×3.0㎡	7, 500円	@2,500×3.0㎡
	2.4㎡	570, 000円	@237,500×2.4㎡	6, 000円	@2,500×2.4㎡
		※ 1,000円未満の端数は1,000円に切上げ		※ 100円未満の端数は100円に切上げ	

申 込 み に 必要書類	1. 岸和田市墓苑使用申込書 ※1 墓苑第2(新墓地)の区画の面積は3種類あります。 <u>申込みの後は変更できませんのでご注意ください。</u> ※2 申込みは窓口申込となります。 2. 110円の郵便切手1枚 お近くの郵便局で110円郵便切手を1枚購入し、岸和田市墓苑使用申込書と共に 出してください。 3. 住民票の写し(コピーやマイナンバーの記載があるものは不可) 住民票は<u>申込日以前1ヶ月以内発行</u>のもので、<u>世帯全員の氏名・続柄・本籍</u> の記載されたものがが必要です。 4. 遺骨の保有証明 ※1 遺骨の保有証明として「<u>死体火葬許可証</u>」または「<u>改葬許可証</u>」のコピーを添付 してください。これらの許可証が添付できない場合は、使用申込書の下段に遺骨 の保有(自宅安置・お寺などに預骨)証明としてお寺などの証明を頂いても構い ません。 ※2 遺骨とは、申込者の配偶者と申込者の直系血族の遺骨(申込者が祭祀する当該 申込者の兄弟姉妹又は当該申込者の配偶者の親若しくは兄弟姉妹の遺骨で、当 該遺骨を埋蔵すべき墓所を岸和田市墓苑に持たないものについては、当該遺骨 を含む。)をいいます。 ※3 提出された申込書などはお返しできません。	
申込み期間 申込み方法	申込み期間 (応募期間)	令和8年10月1日(木)から令和9年3月31日(水)まで
	申込み方法 (応募方法)	必要書類等を、下記<u>窓口持参</u>でお申込み下さい。 ※申込み先：岸和田市岸城町7-1 岸和田市役所 公園緑地課 墓苑担当(第2別館4階)まで
岸和田市墓 苑申込結果 通知書の送 付	申込資格等を確認後、当選とし、岸和田市墓苑申込結果通知書を送付します。	

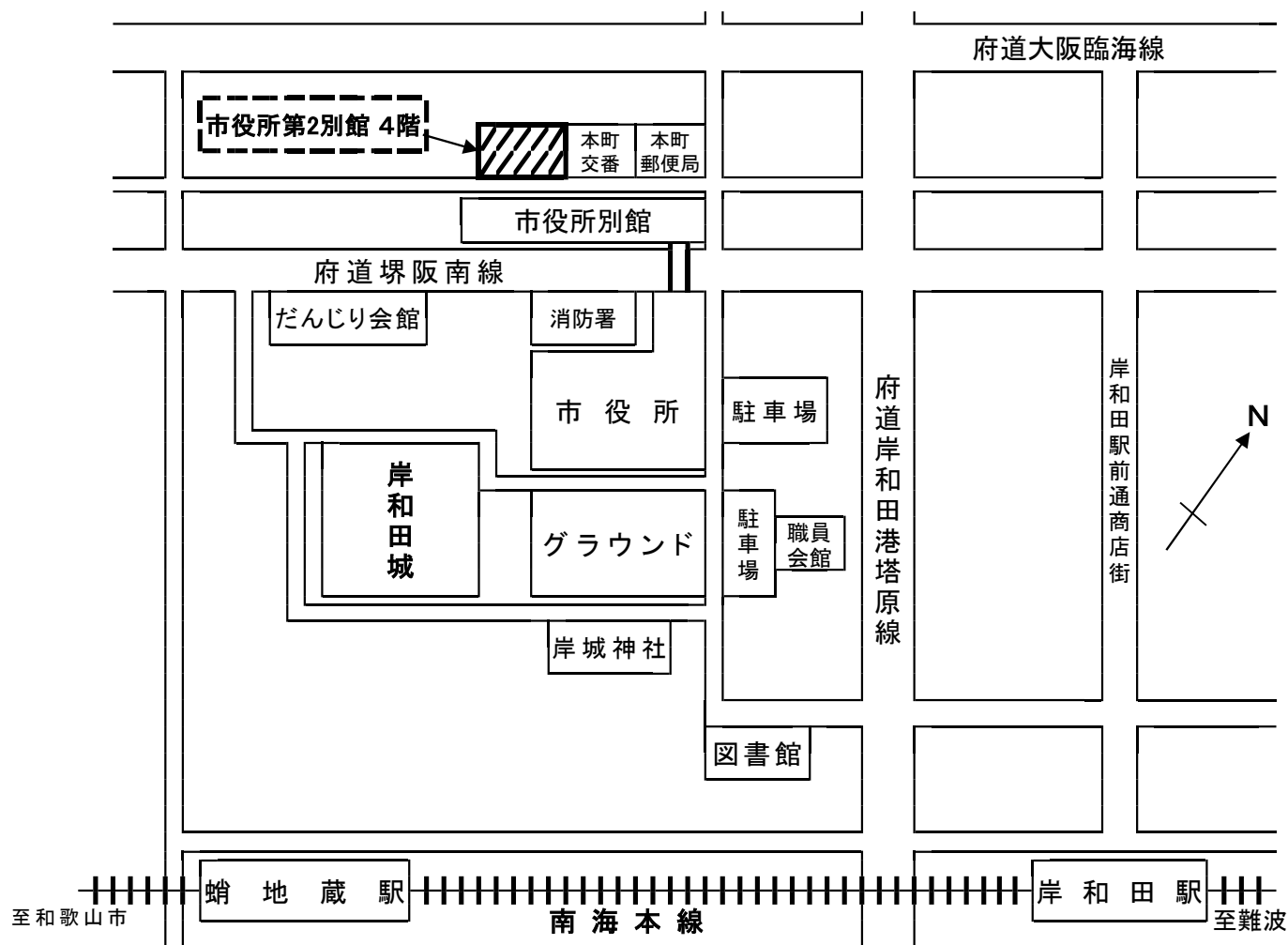
当 選 後 の 手 続 き	当選された方は下記の期間内に墓苑使用の許可申請をしてください。		
	①	申 請 期 間	岸和田市墓苑申込結果通知書記載の期限までに、使用許可申請手続きを行って下さい。 ※(土)、(日)、(祝日)は休日のため、受け付けできません。
	②	受 付 時 間	午前9時から午後5時30分まで ※お昼12時から12時45分までは休憩になりますので、受け付けできません。
	③	申 請 場 所	岸和田市役所 建設部 公園緑地課 墓苑担当 ※市役所第2別館 4階(7ページの見取り図参照)
	④	必 要 な も の	申請の際は下記のものをご持参ください。 1. 岸和田市墓苑申込結果通知書 2. 登録印鑑及び印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの) 3. 戸籍謄本または除籍謄本等 ※次の事項ア、イが記載された市町村長が発行する書類が必要です。 ア. 当選者と亡くなられた方の続柄 イ. 亡くなられた方の死亡事項 (外国人の方は、上記に代わる書類として、出生届、婚姻届、死亡届等の受理証明の写しが必要な場合があります。) ※提出された申請書などはお返しできません。
	※上記期間内に申請書が提出されないときは、当選が無効となります。		
当 選 後 辞 退 す る 場 合	当選後、辞退する場合は、岸和田市墓苑申込結果通知書記載の期限までに必ず 辞退届を提出してください。		
	辞 退 届 に 必 要 な も の	1. 岸和田市墓苑申込結果通知書 2. 当選辞退届(公園緑地課 墓苑担当に備えてあります。) 3. 運転免許証等公的機関の発行する証明書。代理人が提出手 続きに來られる場合は、当該代理人も運転免許証等公的機関 の発行する証明書が必要です。	
	※ 永代使用料及び掃除料の納入後は墓所返還の扱いとなり、納入された金額の全額を返金 することができません。辞退の扱いとはなりませんので十分ご注意ください。		

使 用 料 等 の 納 付	使用許可の申請時、使用料・掃除料の納付書をお渡ししますので、納付書記載の納付期限までに、最寄りの金融機関（納付書裏面記載）の窓口でお支払いください。なお、分割納付の取扱いはありません。 ※ 期限までに納付がない場合は、当選の権利を放棄したものとみなし、その資格を失うことがありますのでご注意ください。																
使用の開始 （使用許可 書の交付）	使用料・掃除料の納付を確認させていただいたうえで、郵送で「岸和田市墓苑使用許可書」をお送りします。※1 墓所は、岸和田市使用許可書が届いたときから使用できます。※2 ※1 金融機関によっては、市の会計口座への入金に若干の日数を要し、「岸和田市墓苑使用許可書」の発送が遅れる場合があります。 ※2 ご使用いただくときは、13ページにある「使用のきまり」をよくお読みください。																
墓所の返還	墓所が要らなくなったときは、墓所を原状にもどして市に返還してください。また、納付された使用料・掃除料は岸和田市墓苑条例の規定により、次のとおり還付します。 ※返還届の手続きが必要です。 <table><tr><th colspan="3">使 用 料</th></tr><tr><th>使用許可を受けてからの経過年数</th><th>使 用 状 況</th><th>還 付 金</th></tr><tr><td rowspan="2">1年未満</td><td>改葬跡地である</td><td>使用料の25%</td></tr><tr><td>改葬跡地でない</td><td>使用料の80%</td></tr><tr><td rowspan="2">1年以上</td><td>改葬跡地である</td><td>使用料の25%</td></tr><tr><td>改葬跡地でない</td><td>使用料の50%</td></tr></table> 掃 除 料 当年度分は還付出来ません。来年度以降については、掃除料を5年分一括で前納された方につきましては、未経過年数に応じた額を還付します。 ※未経過年数の1年未満の端数は切り捨てて計算します。	使 用 料			使用許可を受けてからの経過年数	使 用 状 況	還 付 金	1年未満	改葬跡地である	使用料の25%	改葬跡地でない	使用料の80%	1年以上	改葬跡地である	使用料の25%	改葬跡地でない	使用料の50%
使 用 料																	
使用許可を受けてからの経過年数	使 用 状 況	還 付 金															
1年未満	改葬跡地である	使用料の25%															
	改葬跡地でない	使用料の80%															
1年以上	改葬跡地である	使用料の25%															
	改葬跡地でない	使用料の50%															

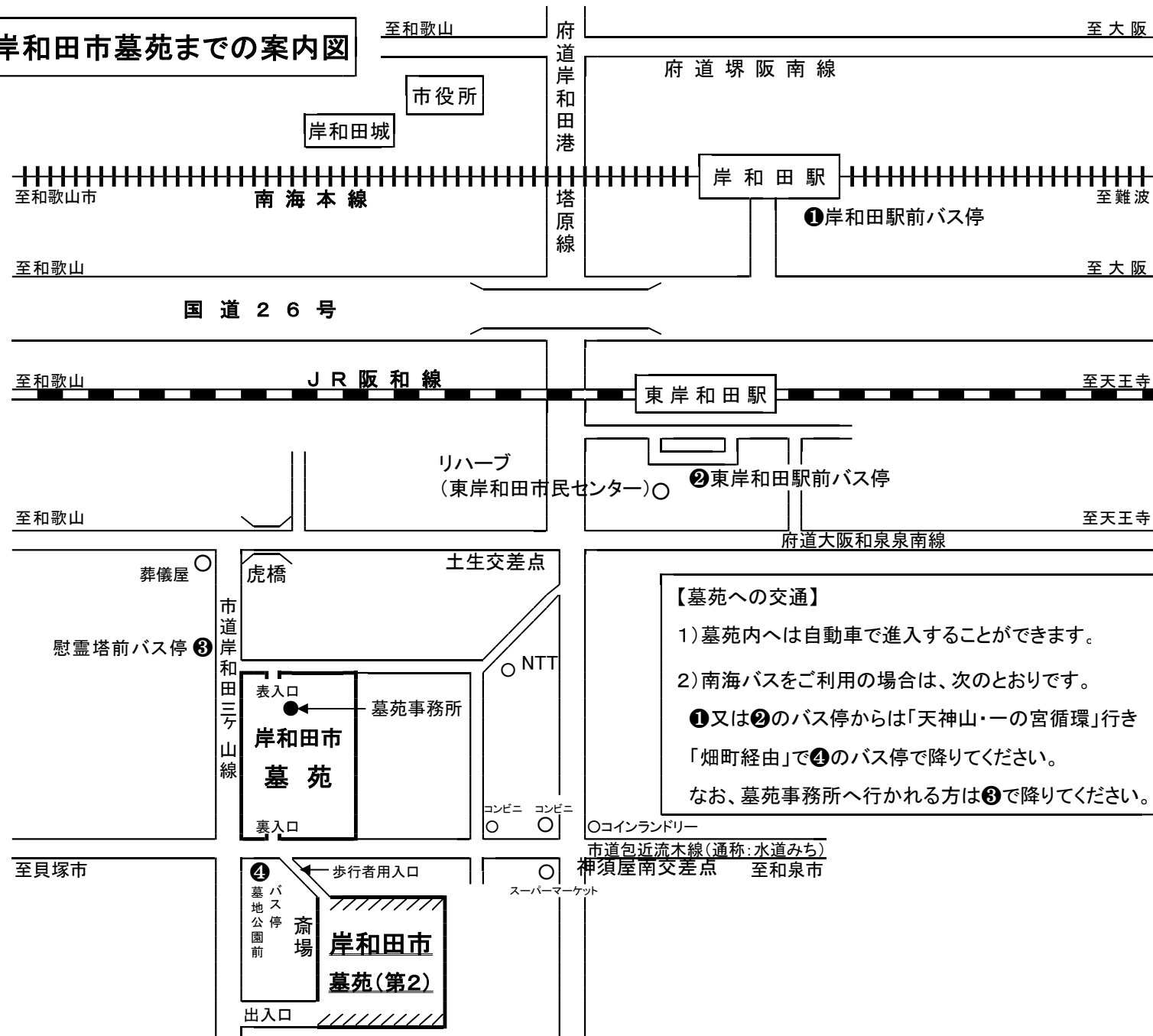
※ 注 意 事 項	次の場合、申込み及び当選が無効となりますので注意してください。 1. 1人または1世帯で2通以上の申込みをしたとき 2. 同じ遺骨で複数の人が申込みをしたとき 3. 岸和田市墓苑の使用者となっている人またはその人が属する世帯の世帯主が申込みをしたとき 4. 申込み資格が無いかまたは虚偽の申込みをしたとき 5. 当選後、必要書類を提出しないとき
使 用 に 際 し て の 決 ま り 事 項	使用に際してのきまり事項は13ページに記載してありますが、特に留意すべきことは次のとおりです。 ① 墓所の申込者が使用者として決定しますと、その名義は相続(使用者が死亡)が発生しない限り変更できません。したがって必ず、祭祀の主事者(焼骨(遺骨)を埋蔵したり、墓石の建立をする人)の名前で申込みをしてください。 ② 墓所は使用者の兄弟等、2世帯以上での共同使用はできません。 ③ 墓石等に家名を表示する場合、その家名は使用者の家名でなければなりません。また、建立者は、使用者または墓所を承継できる続柄関係にある者でなければなりません。 ④ 掃除料(管理費)は、毎年度納めていただきます。
そ の 他	○ 申込みをする前に、墓所の現場をよく見ておいてください。墓苑までの経路図および見取り図は8ページから12ページに載せてあります。 ○ 市では石材業者等の紹介は行っておりません。 ○ 個人情報保護のため、個人を特定できる情報は一切公表しません。

○ 当選後の申請場所

岸和田市役所
第2別館 4階 公園緑地課
墓苑担当 TEL:423-9581



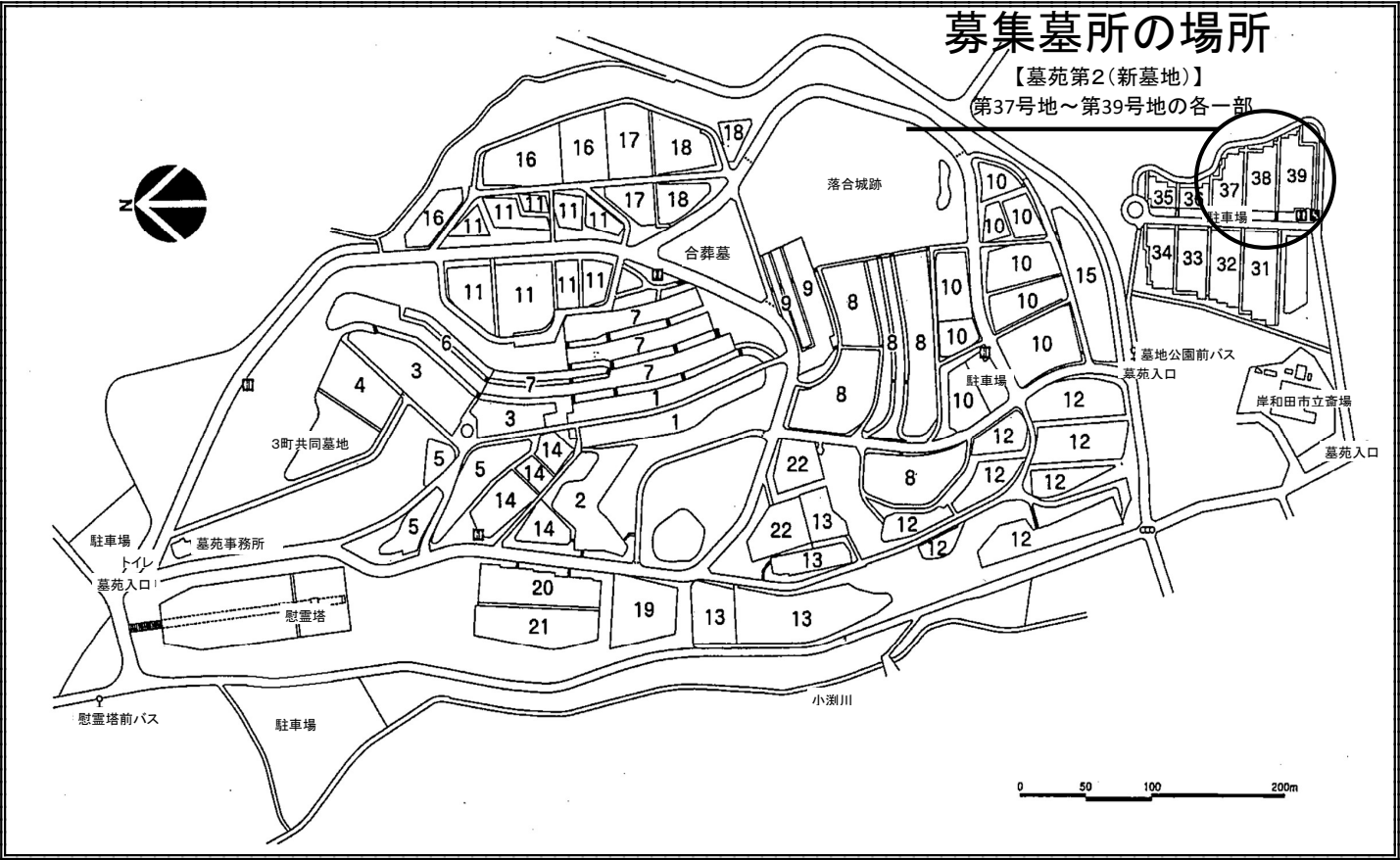
岸和田市墓苑までの案内図



【墓苑への交通】

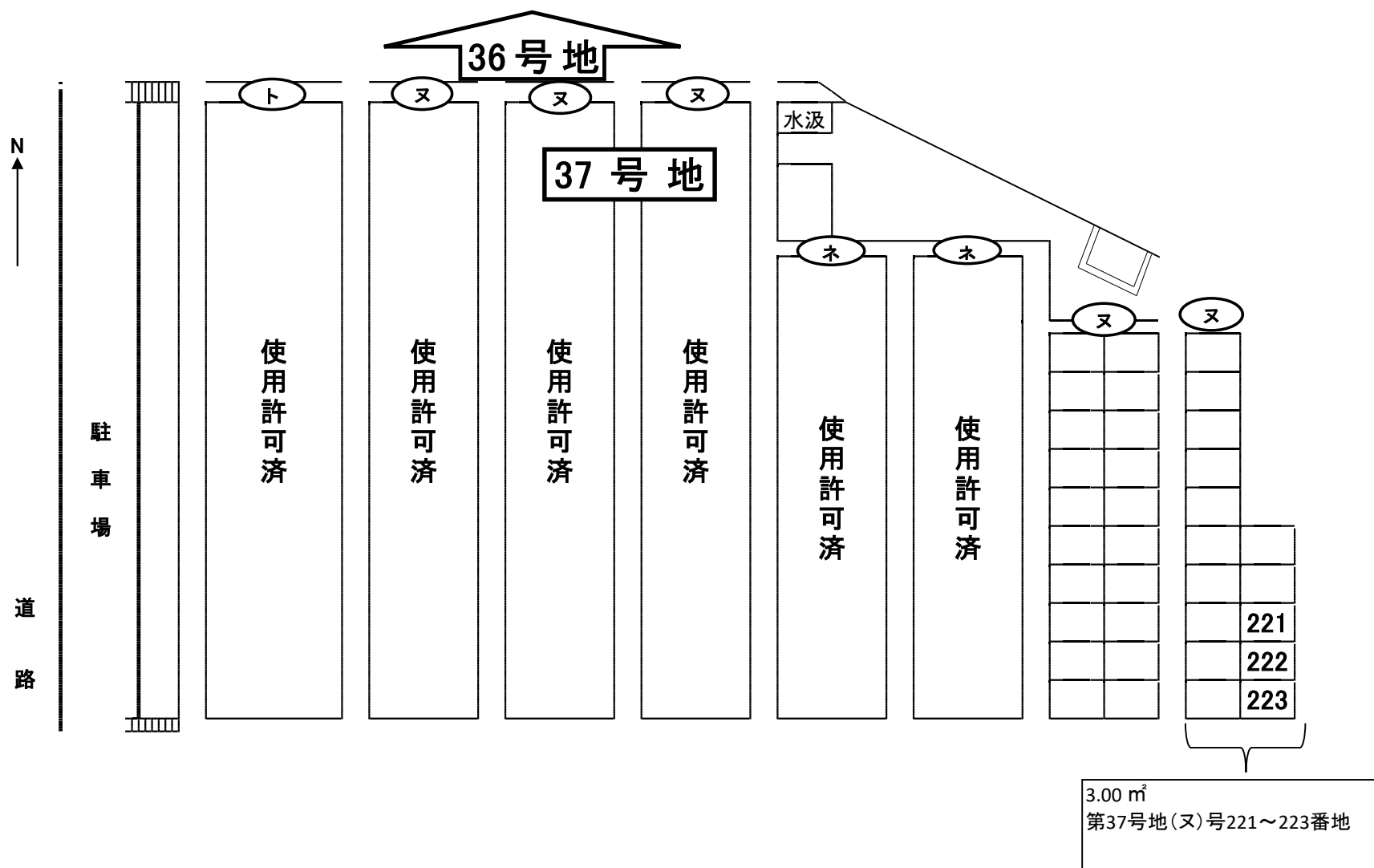
- 1) 墓苑内へは自動車で進入することができます。
- 2) 南海バスをご利用の場合は、次のとおりです。
 - ①又は②のバス停からは「天神山・一の宮循環」行き「畑町経由」で④のバス停で降りてください。
 - なお、墓苑事務所へ行かれる方は③で降りてください。

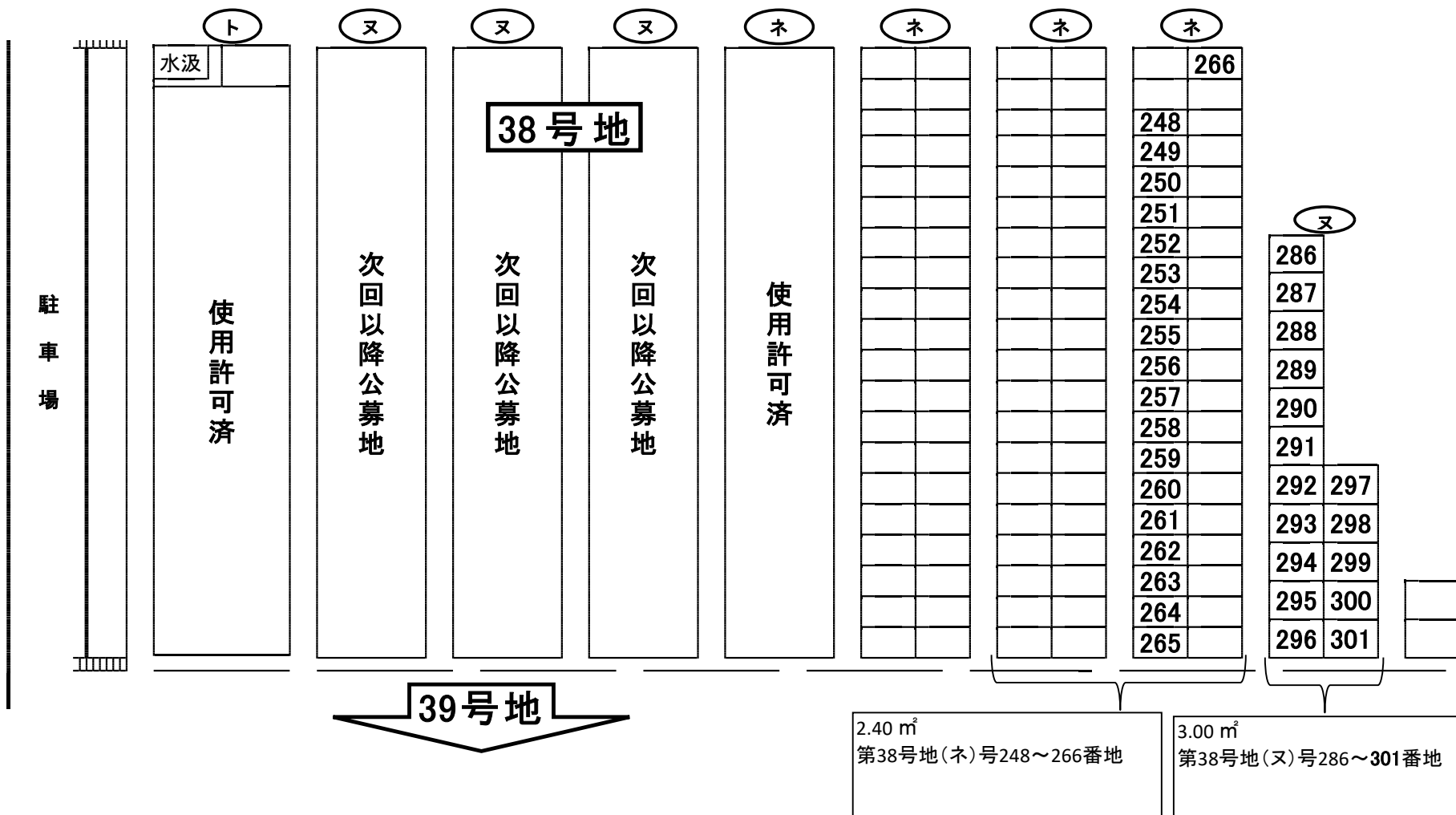
募集墓所（特別募集・再募集）の場所（岸和田市墓苑の全体図）



令和8年度 岸和田市墓苑募集場所・区画位置(特別募集・再募集)

種別(面積)	間口	奥行	募集場所	区画数	区画位置	備考
ト(4.0㎡)	1.6m	2.5m	39号地	10	21～30	
又(3.0㎡)	1.5m	2.0m	37号地	3	221～223	
			38号地	16	286～301	
ネ(2.4㎡)	1.2m	2.0m	38号地	19	248～266	
計				48		





38 号 地

水汲

39 号 地

駐車場

道路

W
·
C

25

26

27

28

29

30

次回以降公募地

次回以降公募地

次回以降公募地

21

22

23

24

4.00 m²
第39号地(卜)号21~30番地

道路

使用のきまり（抄）

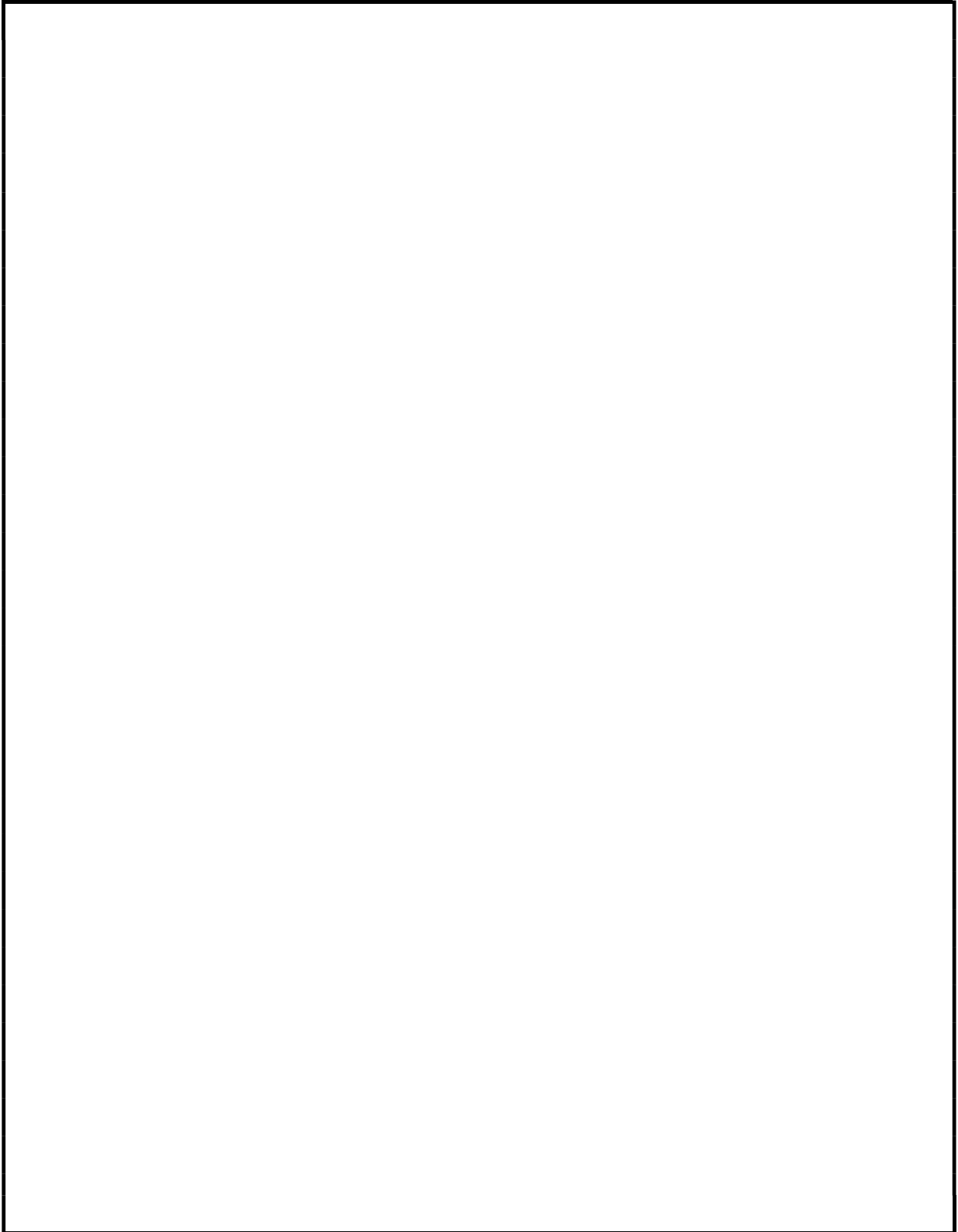
岸和田市墓苑内の墓所は、次のことを守って使用していただきます。

1. 決定した位置は、どのような理由があっても変更できません。もちろん、当選者間で合意しても、位置の変更は認めません。
2. 祭祀又は墓石の設置等、墓地本来の目的に使用してください。
3. 使用は使用者と配偶者、そして使用者の直系血族の祭祀に使用でき、使用者世帯とその兄弟世帯等での2世帯間使用は原則出来ません。
4. 遺骨、遺髪、遺品等で市長が適切と認めるものが埋蔵できます。
5. 囲障（巻石）は、使用場所の区画を明確にするため3年以内に、次のとおり設置してください。
 - ①材質は、石材又はコンクリート等耐久性のあるものであること。
 - ②境界から前後左右1.5cm以上控えて設置し、その高さは30cm以内とすること。
 - ③入口を市が定めた間口以外の位置（墓所のプレート番号面以外）に設ける場合は、墓所内に30cm以上の巾の通路を確保すること。
6. 墓石を設置する場合、その高さは巻石から180cm以内とすること。
7. 墓石等に家名を表示する場合、その家名は原則使用者の家名でなければなりません。また、建立者は使用者又は墓所を承継できる関係にある者でなければなりません。
8. 使用には、次の手続きが必要です。
 - ①工事着手届（囲障「巻石」、墓石等の設置等をする場合）
 - ②埋蔵・改葬届（遺骨等の埋蔵等をする場合）
 - ③住所等変更届（住所等の変更をした場合）
 - ④墓所承継使用届（使用者死亡による承継使用をする場合）
9. 使用者の名義変更は、相続（使用者の死亡）の場合以外はできません。
10. 次の場合、使用許可を取消すことがあります。
 - ①墓地本来の目的以外に使用したとき。
 - ②不正行為により使用許可を受けたとき。
 - ③転貸し又は使用権を譲渡したとき。
 - ④その他、法令、条例、規則等に違反したとき。
11. 次のような場合、使用権は消滅します。
 - ①使用者が死亡し、相続人又は親族のうち、祭祀を主宰する者がいないとき。
 - ②使用者が所在不明となり、他に使用する者がなく、20年を経過したとき。
12. 市は、使用許可後に生じた墓所の損害について、一切責任を負いません。

※ なお、上記きまりは主に岸和田市墓苑条例及び同施行規則よりの抜粋ですので、詳細はそれらをご覧ください。またご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

【問合せ先】	岸和田市建設部 公園緑地課 墓苑担当
	TEL：072（423）2121（代表）
	TEL：072（423）9581（直通）

メ 毛 欄



岸和田



MODE

《 お問い合わせ先 》

〒596-8510 （岸和田市役所専用郵便番号）

岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所 建設部 公園緑地課 墓苑担当

☎ 072-423-9581（直通）

☎ 072-423-2121（代表）内線3055・3057

《 現地案内 》

岸和田市墓苑事務所 ☎ 072-426-1053

（午前8時30分～午後5時00分まで）